

世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例案について

(付議の要旨)

子どもの安全・安心が保障され、「子どもを中心とした保育」が区内の保育施設で実践されるといった、区が目指す「保育の質」を確保するため、無償化の対象範囲について、令和4年4月より、国の基準を満たす施設に限定する条例案を令和3年第2回区議会定例会に提案する。

1 主旨

国は、令和元年10月から実施する幼児教育・保育の無償化（以下、「無償化」という）について、国が定める認可外保育施設指導監督基準（以下、「国の基準」という）を満たさない認可外保育施設についても、5年間は無償化の対象としているが、市区町村が条例を定めることで、対象範囲を限定することができるとしている。

そこで区では、子どもの安全・安心が保障され、「子どもを中心とした保育」が区内の保育施設で実践されるといった、区が目指す「保育の質」を確保するため、無償化の対象範囲について、令和4年4月より、国の基準を満たす施設に限定する条例案を令和3年第2回区議会定例会に提案する。

2 これまでの経過

- 令和元年 5月29日 福祉保健常任委員会で条例制定の方針を報告
- 令和2年 9月 2日 福祉保健常任委員会で新型コロナウイルスの影響による条例提案時期の延期を報告
- 11月11日 福祉保健常任委員会で条例骨子案を報告
- 15日 区民意見募集実施（～12月14日）
- 16日 無償化対象者アンケート実施（～令和3年1月12日）
- 令和3年 2月12日 福祉保健常任委員会で区民意見募集及びアンケートの実施結果（参考資料1及び2）、条例素案を報告

3 区内認可外保育施設における無償化の状況

(1) 区内認可外保育施設の状況

	令和元年 10月1日	令和2年 4月1日	令和3年 5月1日	増減 (R1.10→R3.5)
認可外保育施設届出数	146 施設	137 施設	133 施設	▲13 施設
うち国の基準を満たす施設数	62 施設 (42.5%)	73 施設 (53.3%)	87 施設 (65.4%)	25 施設 (22.9 割増)
うち国の基準を満たさない施設数	84 施設 (57.5%)	64 施設 (46.7%)	46 施設 (34.6%)	▲38 施設 (22.9 割減)

※認証保育所、ベビーシッター及び休止中施設は除く。

※国の基準を満たさない施設数には、立入調査未実施の施設数を含む。

(2) 認可外保育施設の無償化対象者の状況（令和3年3月分申請者数）

	児童数	割合	利用施設の内訳		
			事業所内 保育施設	院内 保育施設	その他
国の基準を満たす施設	745	87.5%	1	2	742
国の基準を満たさない施設	106	12.5%	1	2	103
合計	851		2	4	845

※認証保育所、ベビーシッター及び企業主導型保育施設利用者を除く

※児童数は区外施設の利用者も含む

※事業所内保育施設及び院内保育施設については、主に会社や病院で働く従業員、医師、看護師等のための保育施設であり、特に区内においては低価格の料金設定の施設が大半である。また、当該施設の3歳児クラス以上の多くの利用者は認可保育所や幼稚園へ転園する傾向が見られることから、本条例による影響は限定的である。

※国の基準を満たさない施設の利用者には、立入調査未実施の施設の利用者も含む。

4 国の基準を満たさない認可外保育施設に対する指導・支援の状況

認可外保育施設の指導権限が区に移管されたことに伴い、施設が国の基準を満たすことができるよう、令和2年度より区内施設を対象に立入調査及び巡回支援相談を実施してきた。令和3年5月現在で88施設に立入調査を実施し、指導・支援の結果、国の基準を満たした24施設に対して国の基準を満たす旨の証明書を交付した。

国の基準を満たさない46施設には、2方向避難の確保などハード面に課題のある施設や、インターナショナルスクールなど有資格者が不足するといったソフト面に課題のある施設など、一部改善が見込めない施設もある一方で、開設後間もない施設など立入調査が未実施の施設（14施設）もある。

令和3年度についても立入調査未実施の施設を含め、引き続き国の基準を満たさない施設を中心に立入り調査を実施することで、区が目指す「保育の質」を確保し、子どもの安全・安心が保障されるよう、適切な指導・支援を続けていく。

5 条例案の内容

(1) 概要

無償化（施設等利用費の支給）の対象とする認可外保育施設の基準を定める。なお、基準については、内閣府令を引用する。

(2) 定める内容

①小学校就学前子どもの数が6人以上である施設の基準

②小学校就学前子どもの数が5人以下である施設の基準

③居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の基準

※引用する基準の具体的事項は別紙1「世田谷区施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設の基準（概要）」のとおり

6 条例案

別紙2「世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例（案）」のとおり

7 施行予定日

令和4年4月1日

8 区民周知

条例制定後は、区のおしらせ、ホームページ、保育のごあんない等で広く周知する。本条例の影響を受ける方に向けては、個別に通知を発送し、条例制定の主旨および区の考える子どもの安全や保育の質について丁寧な説明・周知を行っていく。

9 その他

本条例案は、国の経過措置期間中の無償化の対象範囲を限定するものであるため、経過措置の終了に合わせて条例を廃止する。

10 今後のスケジュール（予定）

令和3年5月	福祉保健常任委員会報告（条例案の報告）
6月	第2回区議会定例会（条例案の提案）
7月	条例制定の周知
令和4年4月	条例施行

世田谷区施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設の基準（概要）

【内閣府令で定める基準】

	認可外保育施設 (子どもの数が6人以上)	認可外保育施設 (子どもの数が5人以下)	居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター)
保育従事者の数及び資格	<p>○配置基準 (乳幼児)：(保育従事者)</p> <p>0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4歳児以上児 30：1</p> <p>※常時2人以上配置</p> <p>○資格 3分の1以上が保育士又は看護師(准看護師)資格を持つ者</p>	<p>○配置基準 (乳幼児)：(保育従事者)</p> <p>全年齢 3：1</p> <p>○資格 1人以上が保育士又は看護師(准看護師)資格を持つもの、又は一定の研修を受講した者</p>	<p>○配置基準 (乳幼児)：(保育従事者)</p> <p>・全年齢 1：1</p> <p>○資格 全員が保育士又は看護師(准看護師)資格を持つもの、又は一定の研修を受講した者</p>
保育室の構造等	<p>○保育室の基準 1.65㎡以上/人</p> <p>○調理室の基準</p> <p>○便所の基準</p>	<p>○保育室の基準 適切な広さ</p> <p>○調理室の基準</p> <p>○便所の基準</p>	(基準なし)
非常災害に対する措置	<p>○消火用具、非常口の設置</p> <p>○具体的な避難計画</p> <p>○定期的な訓練の実施</p>	<p>○消火用具、非常口の設置</p> <p>○具体的な避難計画</p> <p>○定期的な訓練の実施</p>	○防災上の必要な措置
その他	<p>○保育内容</p> <p>○給食</p> <p>○健康管理・安全確保</p>	<p>○保育の内容</p> <p>○給食</p> <p>○健康管理・安全確保</p>	<p>○保育の内容</p> <p>○健康管理・安全確保</p>

世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条第2項の規定に基づき、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11第1項の規定による施設等利用費（以下「施設等利用費」という。）の支給の対象とする認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）に関する基準を子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）で規定するものと同等の水準で定めることにより、認可外保育施設における子どもの安全及び安心の保障並びに子どもを中心とした保育の実践に寄与し、もって世田谷区の保育の質の向上を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（小学校就学前子どもの数が6人以上である施設の基準）

第3条 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるものに係る基準は、府令第1条第1号に定めるとおりとする。

（小学校就学前子どもの数が5人以下である施設の基準）

第4条 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの数が5人以下であり、かつ、児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とするものに係る基準は、府令第1条第2号に定めるとおりとする。

（居宅訪問型保育事業の基準）

第5条 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、複数の保育に従事する者を雇用しているものに係る基準は、府令第1条第3号に定めるとおりとする。

第6条 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするもの（前条に規定するものを除く。）に係る基準は、府令第1条第4号に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。